

国際大学 GLOCOM 公開コロキウム ダイジェスト

題目：日本の社会保障改革～マイナンバーの効果的な活用をめざして～

講師：土居丈朗（慶應義塾大学経済学部教授）

楠 正憲（ヤフー株式会社 CISO Board、内閣官房情報化統括責任者補佐官）

司会：庄司昌彦（国際大学 GLOCOM 主任研究員）

日時：2015 年 5 月 27 日（水）午後 5 時～7 時

場所：国際大学 GLOCOM

【概要】

財政健全化目標の達成に向けて社会保障改革の推進が急務となっているなかで、いよいよ今年 10 月から国民一人ひとりにマイナンバー（社会保障・税番号）が通知され、来年 1 月から制度の運用が始まる。民間企業でもマイナンバー対応が急がれているが、そもそもこの制度の目的は何で、どのような社会保障の在り方をめざしているのだろうか。また、マイナンバーをどのように利活用すれば、社会保障改革を前に進めることができるのだろうか。

2015 年 5 月 27 日の公開コロキウムでは、経済学者の土居丈朗・慶應義塾大学教授と、内閣官房でマイナンバー導入のための情報システム調達支援にあたっている楠正憲・ヤフー株式会社 CISO Board を講師に招き、社会保障改革においてマイナンバーに期待されること、マイナンバー制度の概要、マイナンバー利活用の今後の展開と課題等について話をうかがった。

【ダイジェスト】

●財政健全化に向けた日本の社会保障改革

2020年度に基礎的財政収支（プライマリーバランス：PB）を黒字化するという財政健全化目標の達成に向けて、社会保障改革の推進が急務になっている。内閣府の最近の試算ⁱによると、中長期の経済成長率が名目3%以上、実質2%以上という「経済再生ケース」においても、2020年度にPBで9.4兆円の赤字が残る。歳入に関しては2017年4月に消費税率が10%に引き上げられるが、それ以上の歳入改革が難しいなかで、できる歳出削減はしていかなければならない。

一般歳出の中で最も大きいのは社会保障関係費（年金・医療・介護・福祉等）で、2025年度には148.9兆円、対GDP比24.4%になると推計されている。これは経済成長にかかわらず、高齢者人口の増加とともに増大していく。社会保障給付の増大は、国の借金だけでなく、国民が負担する保険料にも跳ね返り、2025年度には、介護保険料が第一号被保険者（65歳以上）で月額8,200円程度、国民健康保険料が月額9,300円程度になると推計されているⁱⁱ。この社会保障給付の伸びを抑制できるかどうか、財政健全化の鍵を握っている。

社会保障・税一体改革の一環として、マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入が決まり、いよいよ今年10月から、国民一人ひとりに12桁の個人番号が通知される。慶應義塾大学教授の土居丈朗（敬称略、以下同）によると、マイナンバーは、社会保障改革をスピードアップさせる非常に有用なツールになり得る。

たとえば、マイナンバーによって所得を名寄せすれば、公平な給付ができるようになる。医療・介護の保険料や自己負担割合には、被保険者世帯の年間所得額が反映されるが、源泉分離課税される利子所得や株式の分配金等については合算されていない。そのため、資産家でありながら、年金収入しかないということで、自己負担が低いままに給付が行われているケースがあり得る。所得の名寄せによって本人の経済力を正確に把握できるようになれば、こういった不公平をなくすることができる。

また、医療給付が高騰する一方で、現場では過剰投薬や重複受診・頻回受診ⁱⁱⁱなどの無駄が指摘され、たとえば、残薬（家庭にある処方薬の飲み残し）の額は年間500億円とも言われている^{iv}。現在のシステムでもこういった医療の無駄を追跡することは不可能ではないが、マイナンバーによって医療データを名寄せすれば、保険者がより無駄に気づきやすくなる。

さらに、個人に遡った細かい分析ができるようになることで、地域の実情に基づいた政策を立てやすくなる。高齢化による影響を補正しても、都道府県別の1人当たり医療費が西高東低であることは昔から知られているが、なかなか是正されてこなかった。医療介護の給付抑制は保険者である自治体にとっても大きな課題であり、名寄せされたデータの分析によって、具体的な施策を打ちやすくなる。

今年度から「地域医療構想」といって、2025年のその地域の医療需要の推計に基づき、その地域にふさわしい地域医療のビジョンを策定するという取り組みが、各都道府県で始まっている。2025年の地域の医療需要を推計するには、DPC（Diagnosis Procedure Combination：診断群

分類包括評価) データと NDB (National Database : レセプトデータ) が使われるが、レセプトにマイナンバーが記入されるようになれば、より精緻な推計ができるようになるだろう。

このほか、医療と介護を一体化させることで、受療者に対してきめ細かで効率的なケアができるようになる、ベストプラクティスの抽出が容易になる、データ分析によってエビデンスに基づいた予防医療を提示できる等のメリットが期待されている。

● 社会保障分野におけるマイナンバー等の利活用拡大へ向けた展開について

ここで、マイナンバー制度導入の趣旨をおさらいしておきたい。この制度は、「複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラ」であり、「社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入」することによって、次のような効果を狙っている。

- ・より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- ・真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- ・大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- ・社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ・IT を活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- ・行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

このことにより、

- ・より公平・公正な社会
- ・社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- ・行政に過誤や無駄のない社会
- ・国民にとって利便性の高い社会
- ・国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

を実現するとしている。

ただ、内閣官房でマイナンバー制度の設計に関わった楠正憲によると、このように大きなビジョンを掲げてはいるが、現実には様々な課題があり、まずは「小さく生んで大きく育てよう」ということで始まった制度だという。土居は講演で、所得の名寄せ、医療介護情報の連携によるメリットを強調したが、現時点において、医療介護データをマイナンバーで紐づけられるような仕組みにはなっていない。ただ、制度が立ち上がったことで表立って議論ができるようになり、厚生労働省も、個人番号カードを健康保険証に使える仕組みを段階的に入れていく、医療連携や研究分野でもマイナンバーを使っていくといった方向を打ち出している。

また、利子所得については、今回の法改正で 2018 年からの預貯金口座へのマイナンバー適用が決まる見込みとなった。ただし、当面は任意 (21 年をめどに義務化を検討) で、所得の名寄せまで行くのはまだ先のことになりそうだ。

では、当面はどういう使い方が想定されているのか。まず、希望者に無料で交付される「個

人番号カード」がある。これは、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号等が記載・記録されている IC カードで、個人ごとのポータルサイトへのログイン手段として使うほか、行政手続きのオンライン申請、公的な身分証明書、ウェブサイトからの個人認証などにも使える。また、マイナンバーの運用開始に合わせて、コンビニなどで各種証明書（住民票、印鑑証明書など）を取得できるようにする自治体もあり、こういったマイナンバーを前提に展開されていく様々な行政サービスに利用できるようになる。個人番号カードは、当面はパソコンからしか使えないが、スマートフォンなど様々なデバイスで使うことにも取り組んでいくという。

制度の運用開始とともに公開予定のポータルサイトの名称は、キャラクターの愛称「マイナちゃん」から、「マイナポータル」に決まった。以下のようなサービスが順次、提供される予定になっている。

- ① 自己情報表示：自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧
- ② 情報提供等記録表示：国や自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧
- ③ お知らせ情報表示：自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取り
- ④ ワンストップサービス：引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化
- ⑤ 電子私書箱：行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み
- ⑥ 電子決済サービス：納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

当初は①～③のサービス提供となり、国や自治体などが保有する本人のデータを閲覧できるだけでなく、どの機関とどの機関との間で本人のデータがやり取りされたかという提供記録も開示される。いずれは、本人がデータをダウンロードしたり、本人同意のもとに API で他に渡したりできるような仕掛けも準備されるという。

マイナンバーの漏洩や不正使用の懸念に関しては、制度面・システム面での保護措置とともに、罰則の強化で対処している。罰則が個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）よりも厳しいということで、民間企業からは心配する声も聞かれるが、楠によると「法定事務以外の名寄せには使えないので、盗んでまで使うというインセンティブがあまりなく、むしろ狙われにくい制度設計になっている。現実的なコストで対応できるはず」だという。

マイナンバーを利用できる範囲は、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）別表に明記された事務に限られるが、今後、利用範囲を戸籍事務、旅券事務、医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、自動車の登録等に係る事務にも拡大していくために、スケジュールも含めた具体的な検討が始まっている。また、日本経済再生本部の産業競争力会議の新陳代謝・イノベーション WG からは、国民の利便性向上に資する分野、社会全体の効率化を目指す分野ではマイナンバーの利用範囲を拡大していく、個人番号カードを健康保険証やキャッシュカード、ポイントカード等にも利用できるようにし

ていく、マイナポータルをもっと便利にという、アグレッシブな利活用案も出てきている。

より発展的な、マイナンバーを「IT利活用基盤」として、本人同意のうえでデータを利活用していくようなケースに関しては、「代理機関（仮）」を介してデータを管理・活用していく方法が想定されている。たとえば、本人同意のもとに代理機関（仮）が病院・薬局等からデータの提供を受けて病院に情報提供し、患者へのきめ細かな医療サービスに生かす、あるいは、本人同意のもとに代理機関（仮）が教育機関・資格機関等からデータの提供を受けて企業に情報提供し、就職・転職につなげるといったケースが考えられる。

プライバシーや情報漏洩への懸念など、現実には様々な課題があるなかで、マイナンバー制度がめざしている、真に手を差し伸べるべき者を見つけることを可能にする仕組み、無駄のない効率的な行政、公平・公正で国民にとって利便性の高い社会等を実現していくためには、まずは、こういった本人同意のうえでの利活用を積み重ねていくことで、「自分のデータを使うことで、自分にもメリットがあったし、社会も良くなっていると実感できる」（楠）ような人を増やしていくことが重要であろう。

ⁱ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2015年2月12日経済諮問会議提出）

ⁱⁱ 社会保障のデータはいずれも、厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」（平成24年3月）による。

ⁱⁱⁱ 神奈川県資料によると、「電算処理システムにおける重複受診とは同一人物が外来で同一月に同一診療科の異なる医療機関を4か所以上受診した場合をいい、頻回受診（単月多受診）とは外来で1枚のレセプトの実日数が15日以上の場合」をいう。<<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f450232/p613947.html>>

^{iv} NHK オンライン<<http://www.nhk.or.jp/shutoken/ohayo/report/20150408.html>>